

海上での

# 行事

に伴う許可申請手続き等の手引き

七尾海上保安部 交通課  
能登海上保安署

令和7年度版

## 第1章 適用法令

### 第1節 概要

#### 1. 定義

港則法では、「危険物荷役許可申請」「工事・作業許可申請」「行事許可申請」といった申請があります。

行政手続法第2条より

「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(※)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。(※)処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為。

#### 2. 概要

特定港内で行われる工事・作業・行事は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通流を乱すこととなり、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるため、港則法に基づく「**港長の許可**」が必要となります。

また、特定港以外の適用港内で行われる工事・作業 (注) も、特定港と同様に、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通流を乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれや、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるため、港則法に基づく「**海上保安部長の許可**」が必要となります。

(注) … 特定港以外の海域における「行事」については、海上保安部長の許可を要しませんが、同行事に伴い実施海域に「ブイを設置する」「クレーン台船で構造物を設置する」などの付帯作業が発生する場合は、原則として許可申請が必要となりますので早めにご相談ください。

なお、上記海域における許可申請に該当しない工事・作業・行事及び港則法が適用されていない海域での工事・作業・行事については、事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、工事・作業・行事の実施者に対し「お知らせ」として情報を提供していただき、必要な場合は、海上保安庁が提供している「海の安全情報」及び「水路通報」に掲載しています。

工事・作業・行事の実施者は、船舶交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事・作業・行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒・救助船艇の配備、関係者に対する事前周知や運航調整等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

なお、行おうとする工事・作業・行事が、船舶交通の安全を阻害するおそれや、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあると判断するのは、港長又は海上保安部長です。

「許可申請書」は、これらの事項に留意して作成してください。

## 第2節 海域と適用法令

工事・作業、行事を行う場合には、申請先等が次のとおり定められています。

海域	適用法令と条文	申請様式		申請書の宛名
		工事・作業	行事	
特定港	港則法第31条第1項	許可申請書	————	港長
	港則法第32条	————	許可申請書	
特定港の境界付近	港則法第31条第1項	許可申請書	————	港長
特定港以外の適用港	港則法第45条 (港則法第31条第1項)	許可申請書 (付帯作業)	————	海上保安部長
特定港以外の適用港の境界付近	港則法第45条 (港則法第31条第1項)	許可申請 (付帯作業)	————	海上保安部長

なお、規定のない海域における工事・作業・行事については、申請ではなく、「お知らせ」として情報を提供していただいております。

※「港の境界付近」とは、工事・作業・行事が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響のある範囲をいいます

## 第2章 申請手続

### 第1節 行事許可申請

#### 1. 根拠

**港則法 第32条**

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

**港則法施行規則 第17条**

法第32条の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

#### 2. 行事許可を必要とする港

行事を実施するために許可が必要な港は「七尾港」のみですが、前記のとおり、行事に付帯する作業が発生する場合は、その他の港則法適用港においても作業許可が必要となる場合がありますのでご注意ください。

#### 3. 行事として適用される行為

- ① 「行事をしようとする者」とは、行事の実施責任者です。
- ② 海上における「行事」とは、端艇競争、花火大会、祭礼、パレード、海上訓練、潜水訓練、操船訓練、遠泳大会、SUP レース、海上デモ等、一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数の者が参加して行われる社会的活動の事をいいます。ただし、参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船艇が隊列を組んだりし、航路や泊地などにおける通常の航行形態とは異なった形で航行するものは「行事」に該当し、許可が必要です。
- ③ ラジコンヘリやドローン等無人航空機による空撮等を行う場合でも、実施内容によって「行事」に該当する場合がありますので、事前に問い合わせください。
- ④ なお、通常の運航状態を維持し、その行為が船外に及ばず、他の船舶に影響を与えない限り、「行事」には該当しません。

#### 4. 申請書のあて名及び提出先

##### (1) 申請書のあて名及び提出先

行事を実施する海域によって、提出先や宛名が次のとおり変わります。

行事を実施する港	書名	宛名	提出先
七尾港	行事 許可申請	七尾港長	七尾海上保安部
その他の海域 (七尾市、穴水町、輪島市)	行事のお知 らせ※	————	七尾海上保安部
その他の海域 (能登町、珠洲市)	行事のお知 らせ※	————	能登海上保安署

※上記表中の「その他の海域」で行事を実施する場合は許可を要しませんが、海域の実態把握の観点から「行事のお知らせ」として書類の提出をお願いする場合があります

##### (2) 事務取扱窓口

七尾海上保安部 交通課 航行安全係 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 173 七尾港湾合同庁舎 4階 電 話：0767-53-7118 ファクス：0767-53-5741 メー ル：jcg9-nanao-7p6x@ki.mlit.go.jp
能登海上保安署（仮事務所） 〒927-0433 石川県鳳珠郡能登町字宇出津八字 128 番地 宇出津第1・第2分団詰所 電 話：0768-62-3118 ファクス：0768-62-0018 メー ル：jcg-9noto@gxb.mlit.go.jp

##### (3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として、平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までですので、時間に余裕をもって窓口にお越しください。

##### (4) 許可申請提出方法

提出方法は、以下のとおりです。

- ・窓口で直接提出
- ・返信用封筒を同封し郵送
- ・電子メールで提出

## 5. 申請書の様式及び提出部数

申請書は、所定の様式（第9号様式）により1通提出してください。

## 6. 申請者

申請者は行事の実施責任者です。

行事について指揮監督する権限を有する者を指し、許可された内容や付与された条件を確実に履行できる責任のある者でなければなりません。

## 7. 申請書の提出時期

行政手続法に基づき、審査基準及び標準処理期間※が設定されており、工事・作業許可申請書については、標準処理期間が1ヶ月以内と定められております。

※各申請の審査基準及び標準処理期間は、七尾海上保安部交通課窓口で閲覧できます

港長等は、許可申請書が提出された後、付近海域の状況を精査し、海域利用者への周知・調整状況等を勘案のうえ審査を進めますので、行事に係る許可申請書は、原則1ヶ月前までに提出してください。

なお、船舶交通に影響を与える可能性の高い大規模な行事を実施する場合、危険物荷役を伴う花火大会等を実施する場合は、計画段階から十分な事前説明をお願いします。

## 8. 申請書に必要な書類及び綴り順

行事許可申請書に必要な書類は以下のとおりです。

以下に記載した順番で綴ってください。

- ① 行事許可申請書（第9号様式）【別紙1参照】
- ② 他官庁の許可・届出書等の写し
- ③ 実施計画書
  - ・位置図
  - ・工程表（準備期間、実施日、後片付け、予備日等の項目ごとに記載）
  - ・タイムスケジュール（申請書に記載した時間の内訳を記載）
  - ・実施フロー図（台船回航→煙火積込み→台船配備→…など、実施順にフロー図で記載）
  - ・実施内容（実施フロー図に沿って個別に説明）
- ④ 安全管理体制（組織図）
- ⑤ 安全対策
- ⑥ 周知先一覧表
- ⑦ 緊急時の連絡体制【別紙2参照】
- ⑧ 警戒船管理運用要領（警戒船を配備する場合）【別紙4参照】
- ⑨ 関連する資料
  - ・使用船舶及び操縦者一覧表【別紙3参照】
  - ・ブイ、標識、灯火などを設置する場合は、色、形状、灯質等の要目表
  - ・その他、審査に必要な書類の添付を求める場合があります

## 9. 申請書作成要領

### (1) 様式第9号の記載方法

#### 【日付】

提出日を記載してください。

必要な安全対策が講じられていない等、審査が出来ない書類については、一旦返却する場合もあり、その際の日付は、再提出された日となりますのでご注意ください。

#### 【宛名】

七尾港長

#### 【申請者】

行事の実施責任者（主催者、元請者）

#### 【目的及び種類】

行事の目的と実施する作業内容を記載

例1) 七尾港〇〇地区における SUP レース（詳細は実施計画書のとおり）

例2) 第△△回 七尾港〇〇花火大会（詳細は実施計画書のとおり）

#### 【期間及び時間】

- ・ 行事全体の期間ではなく、申請しようとする海上行事の期間を記載する
- ・ 実施日と予備日を分けて記載する
- ・ 具体的な時間を記載する
- ・ 行事の開始が日出の前、また、終了が日没を過ぎる場合は、「夜間実施あり」と記載する
- ・ 通年で定例的に行われる行事（潜水訓練、部活動の練習等）は、1ヶ月ごとに申請し、その月の行事の日程表（実施予定日）を添付してください

例1)

期間：令和〇年10月1日（予備日：令和〇年10月2日）

時間：08:00 から 20:00 までの間（夜間実施あり）

例2)

期間：令和〇年10月1日から10月31日までの間

時間：07:00 から 12:00 までの間

#### 【区域又は場所】

- ・ 実施場所の一般的な名称を記載、詳細は実施計画書に記載する
- ・ 実施場所が複数に点在する場合は、代表地点を記載する

例1) 七尾港〇〇岸壁前面海域（詳細は実施計画書のとおり）

例2) 七尾港能登島△岬から□□マリーナまでの海域（詳細は実施計画書のとおり）

#### 【方法】

- ・ ここには、実施の概略のみを記載する
  - ・ 実施内容が複数ある場合は、代表的な内容のみを記載し「その他」とする
- 例1) ドラゴンボート30艇によるレースイベント（詳細は実施計画書のとおり）
- 例2) 台船上からの花火打ち上げ、その他（詳細は実施計画書のとおり）

(2) 他官庁の許可・届出書等の写し

行事の内容により、必要な書類を添付してください。

- ・ 港湾管理者や河川管理者等による水域占用許可の写し
- ・ 港湾管理者への届出の写し など

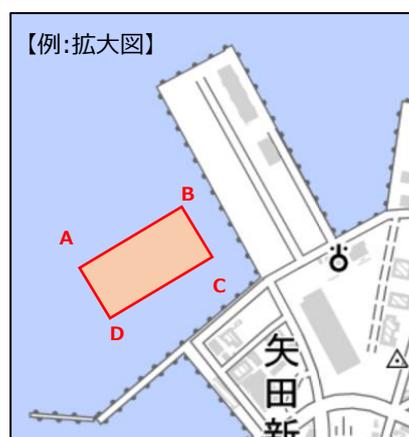
(3) 実施計画書の記載方法

◎位置図（海図又は海域の状況が分かる図面）

- ① 広域図 … 広域の中で実施場所を示す図面
- ② 拡大図 … 周囲に位置する造物等と実施場所の位置関係が分かる図面



※位置の記載は、可能な限り緯度経度（世界測地系）で記載してください



以下の点に囲まれた海域

- A:北緯\*\*\*-\*\*-\*\*, 東経\*\*\*-\*\*-\*\*
- B:北緯\*\*\*-\*\*-\*\*, 東経\*\*\*-\*\*-\*\*
- C:北緯\*\*\*-\*\*-\*\*, 東経\*\*\*-\*\*-\*\*
- D:北緯\*\*\*-\*\*-\*\*, 東経\*\*\*-\*\*-\*\*

◎工程表

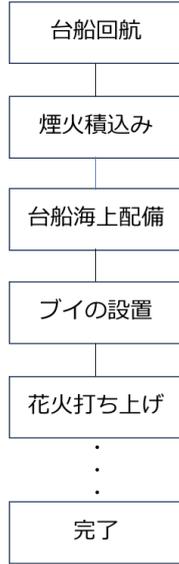
- ① 全体工程を作成する。
- ② 実施する全ての項目ごとの行程を作成する。

※海上花火大会であれば「台船回航」「煙火の積込み」「台船の配備」「保安区域を示すブイの設置」「警戒船の配備」「打ち上げ」「台船の回航」「余剰花火の陸揚げ」「保安区域を示すブイの引き上げ」…など

◎施工フロー図

工程表に併せ、全体的な作業の流れが分かるフロー図を作成する。

【フロー図の一例】



【工程表の一例①（通常の工程表）】

実施日	1	2	3	4	5	6
工程						
今回申請期間		←→				
台船構築	← 陸上作業					
回航		1000-1600				
煙火積込み			0930-1200			
台船海上配備			← 3E1230-4E12100			
ブイの設置					1400-1500	
花火打上げ						1900~

【工程表の一例②（タイムスケジュール）】

実施時間	1400	1500	1600	1700	1800	1900
工程						
台船構築	← 陸上作業					
回航		1500-1530				
煙火積込み			1600-1630			
台船海上配備			1645~ (29番)	←→		
ブイの設置				1700~1715		
花火打上げ						1830~

◎実施内容

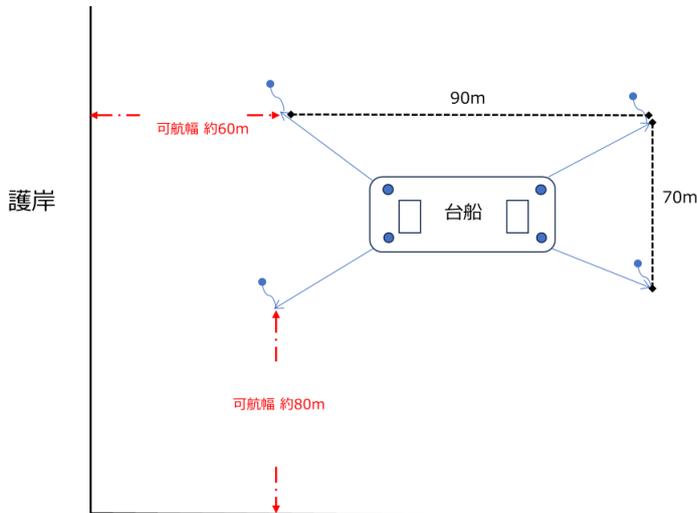
① 施工フロー図の順番に併せ、個別の実施内容ごとに説明してください。

この際、記載する項目名は施工フロー図と統一してください。

② 説明文に平面図や断面図等を添付し、行事区域を明示するとともに、使用する船舶、

設置する構造物及びブイ等がある場合は、一般の船舶の可航幅なども記載してください。

【平面図の例】



△△(株)専用岸壁 ※行事実施日は着岸船がないことを確認済み



## ◎安全対策

行事全般の共通安全対策に加え、各工程ごとの安全対策を項目ごとに分けて記載してください。

### <安全対策の記載例>

#### [共通安全対策]

- 現場には、本許可書またはその写しを携行し、同書記載の安全対策の各項目を遵守するとともに、全ての作業員に周知し徹底させます。
- 作業中は、港則法・海上衝突予防法等関係法令を遵守します。
- 本工事にあたり、海域利用者である、〇〇漁協、〇〇株式会社、〇〇船舶、・・・と調整済みです。なお、近隣の方々への周知には、別紙のリーフレットを配布しております。
- (警戒船を配備する場合) 別添「警戒船管理運用要領」のとおり警戒船を〇隻配備し、付近を航行する船舶との事故防止に努めるとともに、事故等が発生した場合は緊急時連絡系統図により関係機関に連絡します。
- (警戒船を配備しない場合) 専従の見張り員を〇〇(岸壁上、船上等)に〇名配置し、接近する船舶を認めた場合は拡声器により注意喚起を実施し事故防止に努めます。
- 作業員全員に救命胴衣や保護具等を装着させます。
- 作業員間(警戒船・見張り員含め)の連絡は、携帯電話・無線機を使用し、緊密な連絡を保ち安全作業に努めます。
- 流出する恐れのある資機材には所有者名および連絡先を明記します。また、万が一、資機材が流出した場合は、発見回収に努めます。
- 気象・海象情報は常時把握し、海難防止に努めるとともに、次の場合は行事を中止します。
  - ・例) 風速 10m/s 以上
  - ・例) 波高 0.5m以上
  - ・例) 視程 1000m以下
  - ・例) 強風、波浪、津波、大津波、濃霧警報・注意報が発表された場合
  - ・例) 潮流〇ノット以上(潜水作業時)
  - ・七尾港長から指示があった場合
  - ・その他、責任者が危険と判断した場合は、上記基準以下でも中止する
- 夜間にあつては、使用船舶を「\*\*岸壁」に係留させ、作業中に荒天が予想される場合は、早期に係留地へ退避させます。
- 作業中に事件事故等の緊急事態が発生した場合は、別紙「緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

#### [潜水作業(訓練等)時の安全対策]

- 事前に潜水士の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を確実にを行います。
- 実施中は、潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等の

設置場所を記入)に、国際信号旗A旗を示す信号板を掲げます。

- 使用船舶の船上(※船を使用しない場合は、棧橋上等)には潜水補助員及び専従の見張り員を配置し、接近する船舶等があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- 潜水士と見張り員との連絡は水中電話(※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入)で行ないます。
- 潜水士の出す排気音及び泡の浮上位置に注意し、常に潜水士の動向を把握します。
- 潜水作業は2名1組のバディー潜水にて実施します。  
[※スクーバ式のみ記載]
- 潜水士による〇〇の実施については、岸壁管理者(※具体的名称を記入)と調整済です。(※連絡した日時, 担当者の所属・氏名を記載する)  
[※バース付近で作業を実施する場合に記載]
- 夜間における潜水はありません。

#### [火気使用時の安全対策]

- 行事開始前に、〇〇(会場管理者等)と内容等につき十分な打ち合わせを行います。
- 最寄りの消火栓にホースを接続しておき、直ちに使用できるようにします。
- 行事の現場付近に持ち運び式消火器を用意して置き、直ちに使用できるようにします。

#### [夜間作業時の安全対策]

- 作業に必要な照度が得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- 照明の点灯に際しては、航行船舶の操船者に対し眩惑を与えることの無い様、照度、照射方向等に注意を払います。
- 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。
- 夜間作業中に事件事故等の緊急事態が発生した場合は、別紙「夜間緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

#### [近隣事業所／関係船舶等との運航調整等に係る安全対策]

- 〇〇石油(株)△△専用岸壁への日々の着離岸予定を岸壁管理者に確認し、着離岸船舶がある際は、行事を一時中断し、使用船舶を退避させ通航路を確保します。
- 半径〇〇メートルの保安区域を設定するにあたり、同海域に進入しないよう、付近海域利用者とは調整済みです。

## ◎海域利用者への周知状況

周知一覧表（運航調整等が必要な場合は調整内容も含む）を作成するとともに、リーフレット等を作成している場合は添付してください。

## ◎緊急時の連絡体制表

現場における緊急時の連絡系統図を作成してください。

万が一に備え、搬送する病院等も確認・設定してください。

## ◎警戒船管理運用要領

警戒船を配備する場合は作成してください。※受講証明書の写しは不要

## ◎関連資料

- ① 船舶を使用する場合は、使用船舶一覧表を作成し添付してください。  
※船舶検査証書や海技免状の写しは不要
- ② ブイや灯火を設置する場合は、要目（標体の色、灯色、灯質、光達距離）が分かる資料を添付する。
- ③ その他、実施内容により、関連する資料の提示を求める場合があります。

## 10. 内容変更について

許可を受けた後に、内容や期間の変更が生じた場合事前に内容変更許可申請の手続きを実施してください。

なお、使用船舶の追加や人員の変更等、追加の審査を要しない軽微な変更については、事前に内容変更届（使用船舶追加届等）を提出してください。

## 11. 警戒船について

### （1）警戒船の配備

港内や港の境界付近は、船舶交通がふくそうしているので、通航船舶が作業区域に侵入して作業船と衝突、また、工事・作業・行事により可航幅が狭められた海域で通航船舶同士が衝突したりする等の事故防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事・作業・行事を行う場合には、警戒船を配備して、事故の防止に努めてください。

- 船舶交通の制限又は禁止が必要な工事・作業・行事
- 船舶交通がふくそうする航路及びその周辺海域で行う工事・作業・行事
- 航行船舶の可航水域が狭められる工事・作業・行事
- 長大物件の曳航等、他の船舶の航行を阻害する可能性の高い工事・作業・行事

- その他、船舶交通の危険又は混雑が生ずるおそれのある工事・作業・行事
- 

(2) 警戒船の配備隻数

航行船舶が作業区域に異常接近することを防止するために、注意喚起や情報提供を実施するのに必要な隻数を配備するのが基本ですので、次の事項に考慮して配備隻数を増減してください。(概ね 500m～1000m毎に 1 隻)

- 工事・作業・行事の種類及び規模
- 工事・作業・行事の区域及びその周辺海域の航行船舶の状況
- 工事・作業・行事を実施する時間帯
- 実施区域の気象及び海象
- 警戒船の性能
- 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制
- 

(3) 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能・設備等は、次のとおりです。

- 堪航（たんこう）性
  - 警戒区域内において予想される気象・海象条件の下で、警戒船の業務を適切に実施するために十分な堪航性・居住性等を有すること
- 速力
  - 警戒船の業務が適切に実施できる速力（付近海域を主に航行する船舶の平均速力以上）を有すること

(4) 警戒船の設備等

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じ装備するもの
連絡設備	無線設備又は携帯電話 (関係機関、他の警戒船、施工現場、現場責任者等への連絡が可能なもの)	超短波無線電話（国際 VHF）又は船舶電話
監視機材	双眼鏡	AIS 送受信機 又はレーダー
注意喚起機材	拡声器、手旗、赤旗、 信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン 又は国際信号旗
表示機材	警戒船であることが容易に識別できる横断幕又は表示板、及び特別灯火 (青色せん光灯又は青と白のせん光互光灯)	電光掲示板
その他	関係する海域の海図、関係法令集	消火ポンプ等

(5) 警戒船の乗組員等（警戒要員、見張り員）

警戒船には、警戒船を運航する船長のほか警戒業務に従事する専従の「警戒要員」を1名以上配備する体制を整えてください。

警戒要員は、海上保安部署が実施する警戒業務に係る講習のうち、「業務講習」を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得している必要があります。

また、警戒船を配備しない場合でも、必要に応じて警戒業務を実施できる場所に、警戒要員と同等の能力を有する「見張り員」を配置してください。

(6) 警戒の方法（警戒業務）

警戒業務は、次のとおり行ってください。

- 警戒船には、工事・作業・行事の予定表（工程表等）と緊急連絡系統図を備え付けておくこと
- 警戒船は、警戒実施区域を適宜巡回して、付近航行船舶、作業船等の運航状況を把握するとともに、標識等の関連施設の監視、気象・海象の把握すること
- 行事に関連する船が、付近航行船舶の航行を妨害するおそれがある場合は、現場責任者等へ通報するとともに、行事関連船の交通整理を行うこと ※優先されるのは、行事ではなく一般の航行船舶です
- 付近航行船舶が実施区域に異常接近するおそれがあると認められる場合は、直ちに当該船舶に向けて赤旗を振る、拡声器、汽笛、探照灯、国際VHF等の適切な手段により、注意喚起を実施すること。探照灯を照射する場合は、船舶の運航者の目を幻惑させないようにし、危険箇所を照射するなどして、危険の所在を知らせること
- 実施区域の標識や関連施設の異常を発見した場合や、工事・作業・行事で事故が発生した場合は、現場責任者等へ報告するとともに、緊急連絡系統図のとおり通報すること
- 工事・作業・行事で発生した事故等に対し、人命の安全確保、被害の拡大防止に必要な措置を行うこと

以 上

様式及び記載例

工事・作業許可申請書（様式第9号）

第9号様式

行事許可申請書		提出日を記載！
		令和〇年〇〇月〇〇日
七 尾 港 長 殿		
		申請者所属・氏名
		行事を統括する責任者です！
1	目的及び種類	△△回 七尾港〇〇花火大会ほか
2	期間及び時間	自 令和〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇年〇〇月〇〇日 日の出から日没まで
3	区域または場所	七尾港**地区〇岸壁前面海域 別紙「位置図」参照
4	方法	カッターレース及び海上花火大会 別紙「実施計画書」参照
5	その他	「別紙〇 安全対策」 「〇〇許可書写し 添付」

ここは書類作成担当者です！

【担当】

〇〇実行委員会 □□ □□

TEL 090-××××-××××

記載方法は第 9 号様式と同じです！

内容変更許可申請

※変更(追加、変更)が使用船舶のみの場合は、件名を「作業内容変更届」として、別添 3 を添付のうえ提出してください。

年 月 日

七 尾 港 長 殿

申請者所属・氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付、第〇号をもってご許可いただきましたドラゴンボートレース大会について、内容の一部に変更が生じたので申請いたします。

1 変更内容

コースブイ 2 基を追加で設置（作業船を使用）  
「別紙 施工方法 参照」

2 変更理由

レースコースを明確にするため

3 変更回数

第〇次

4 その他

安全対策を別紙に記載

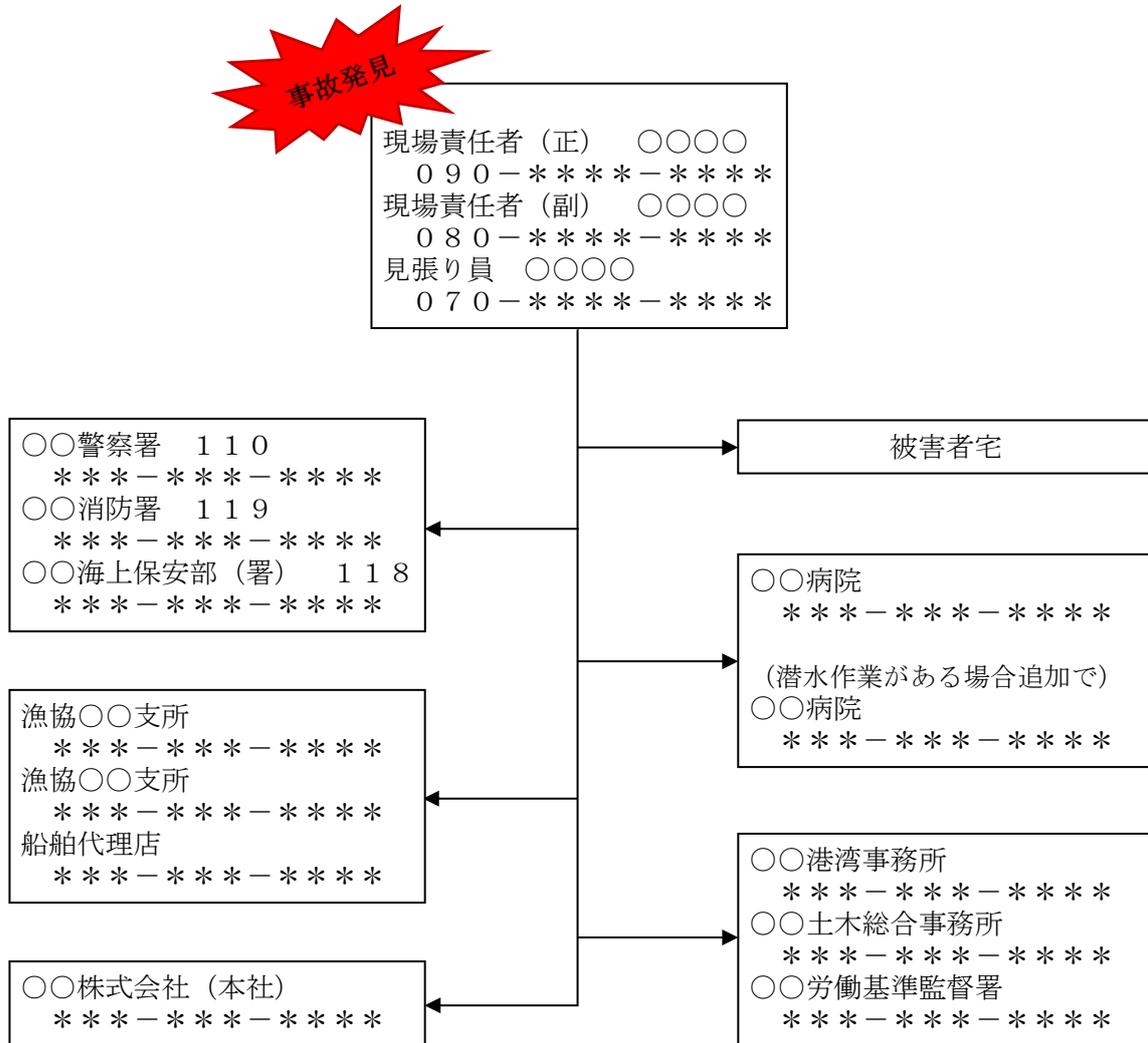
【担当】

ここは書類作成担当者です！

〇〇実行委員会 □□ □□

TEL 090-××××-××××

緊急連絡系統図記載例



## 使用船舶及び操船者一覧表

使用船舶及び操縦者一覧表

船名	〇〇丸	□□号	△△丸
船舶番号	第***-*****号		第***-*****号
総トン数	**トン	***m <sup>3</sup> 積	5トン未満
船舶の長さ	*. **m	L×B×D	*. **m
用途	引船	土砂運搬船	作業船兼交通船
船舶所有者	**株式会社	**株式会社	**株式会社
航行区域	沿海区域		平水区域
旅客	0人	*人	0人
船員	2人	*人	1人
その他の乗組員	3人	*人	5人
有効期限	R*/**/**	R**/**/**	R**/**/**
船長氏名	** **	** **	** **
生年月日	S**/**/**	H**/**/**	S**/**/**
免許種類	一級小型		二級、特殊小型
免許番号	第1234567890号		第1234567890号
有効期限	R*/**/**		R*/**/**
電話番号	080-****-****		090-****-****

## 警戒船管理運用要領

### 1 目的

この要領は「(会社名、主催者名)」が施工する「(工事・作業・行事名)」の実施に際し、配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期すことを目的とする。

### 2 警戒船の配備

- (1) 本工事の実施期間中は、警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。
- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
  - ・海上作業・工事・行事実施中(実態に即した期間・時間を記載)

### 3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

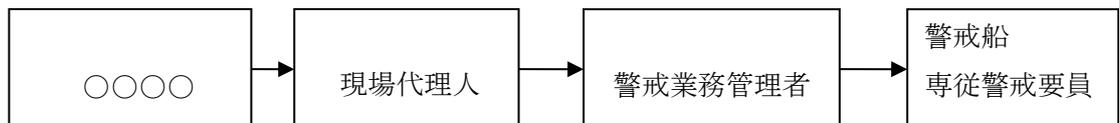
#### 3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者

- (1) 警戒業務を適切に処理するため、次のとおり警戒業務管理者を置く。

警戒業務管理者

・氏名	
・受講証番号	
・受講地	
・管理講習受講年月日	

- (2) 指揮系統は次のとおりとする。



#### 3-2 警戒船の船長

警戒船の船長は、別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。

### 3-3 専従警戒要員

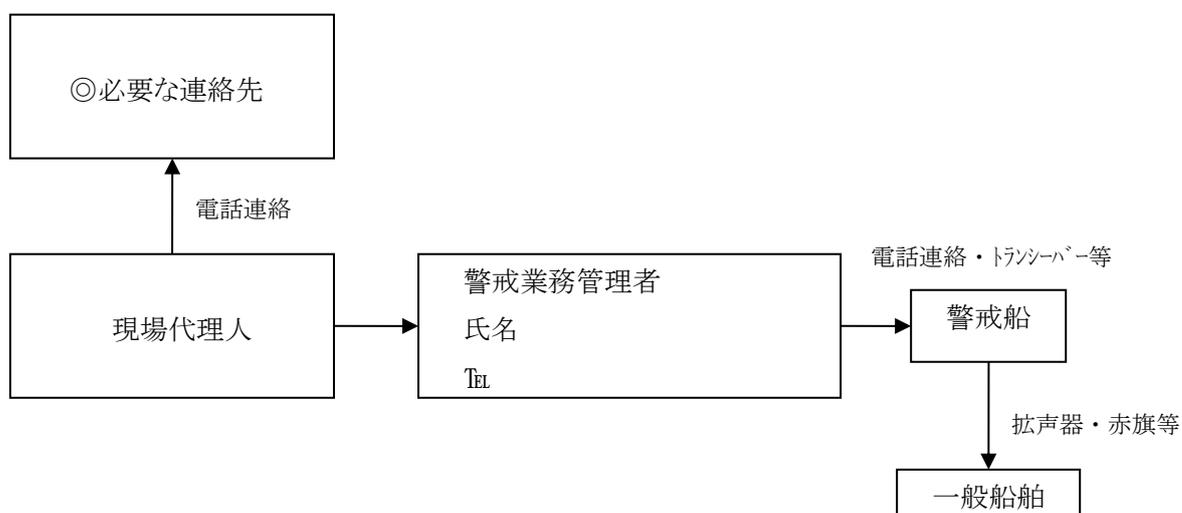
警戒船には、次のとおり警戒業務に専従する要員(以下「専従警戒要員」という)を乗船させ、警戒業務管理者の指揮のもとに船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

・氏名		
・受講証番号		
・受講地		
・業務講習受講年月日		
・氏名		
・受講証番号		
・受講地		
・業務講習受講年月日		

なお、専従警戒要員は他の業務(船長等)との兼務はありません。(注)

### 3-4 通信連絡体制

(1)警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2)警戒船は、常時連絡無線等を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努めなければならない。

## 4 警戒区域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、別図に示すとおりとする。

補足 ⇒ 工事作業申請書の作業状況図参照でも可

## 5 警戒船の性能

(1) 警戒船の性能は別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。

(2) 警戒船には次の通り装備する。

- ・ 連絡設備 携帯電話、簡易無線機
- ・ 監視機材 双眼鏡
- ・ 注意喚起機材 赤旗、拡声器
- ・ 表示機材 警戒船表示板
- ・ その他 許可書(写)

## 6 警戒業務実施要領

### 6-1 警戒船の業務

警戒船は、工事作業の実施海域付近において、主として次の業務を行なければならない。

- (1) 工事作業の内容に関する情報を通航船舶へ提供すること。
- (2) 工事作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業の実施海域内の関連施設に異常接近しようとするおそれのある船舶等に対して注意を喚起すること。
- (4) 工事作業の実施海域内の関連施設及び工事作業に従事する船舶に異常接近しようとする船舶等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。
- (5) 工事作業の区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うとともに関係者にその状況を通報すること。
- (6) 工事作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。

### 6-2 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員は協力して次の事項を実施しなければならない。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、機関、機器等の保全に務めるとともに警戒業務に必要な知識の習得及び各種訓練の実施に務めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備えておくこと。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引き継ぎ事項、実施概要等を記録すること。

### 6-3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船は、警戒業務管理者を通じ、次の情報を入手しなければならない。

- イ 工事作業の状況
- ロ 作業船等の運航計画
- ハ 気象通報
- ニ その他必要な事項

#### 6-4 警戒業務実施中における遵守事項

- (1) 警戒船は、工事作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意しなければならない。
- (2) 警戒船は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保しなければならない。
- (3) 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を、常時船橋に配置して見張りを厳重にし、双眼鏡等を活用して、工事区域へ異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握しなければならない。
- (4) 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れてはならない。
- (5) 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近してはならない。
- (6) 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合はその旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力しなければならない。

#### 6-5 一般警戒の要点

- (1) 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び航行援助施設並びに気象、海象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者に報告しなければならない。
  - イ 警戒区域内の状況
  - ロ 標識その他の関連施設の異常の有無
  - ハ 天候及び海上模様
  - ニ その他必要な事項
- (2) 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれのある場合等航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに、作業船の交通の整理を行わなければならない。
- (3) 警戒船は、一般航行船舶等が工事作業海域に異常接近するおそれがあると認めた場合は次の措置を講じ事故防止に万全を期さなければならない。
  - イ 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事作業海域に異常接近するおそれのある時は、直ちに当該船舶に近づき、汽笛、拡声器、探照灯・赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。
  - ロ 接近防止のため、必要に応じ接近を阻止する位置に船位して注意喚起を行うこと。
  - ハ 夜間にあつては、探照灯で工事作業海域を表示する灯浮標や、海上作業施設等を照射して、前方又は付近海域に危険の存在することを、早期に相手船に知らせること。

なお、探照灯を使用するにあたっては、相手船の操船者を眩惑させないように留意すること。
  - ニ 自船のみで侵入を阻止することが困難と認められた場合は、早目に他の警戒船等

の協力を求めること。

ホ 侵入船舶があった場合は、当該船舶に対し早期に工事作業海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者に報告すること。

- (4) 警戒船は、工事区域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常が発見されたときは、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (5) 警戒船は、工事区域及び警戒区域内で事故が発生した場合、直ちに現場に急行し部署配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者に提出すること。

イ 事故等の種別

ロ 発生日時

ハ 発生場所

ニ 事故の概要

ホ 措置の概要

ヘ その他参考事項

#### 6-6 警戒船の運航中止条件

警戒業務管理者は、気象、海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行わなければならない。

なお、運航中止の基準は、次のとおり。

風速 平均 10m/sec 以上 波高 1.0m 以上 視程 1,000m 以下

#### 6-7 異常気象時の措置

- (1) 警戒船が気象・海象等の事由により退避する場所は、原則として現場付近海域とし、天候の回復次第、所定場所へ復帰しなければならない。
- (2) 警戒業務管理者が気象・海象等の状況を勘案して待機を命ずる場合の待機場所はその都度指定する。
- (3) 警戒船は、荒天のため待機し、又は、天候回復により復帰したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (4) 警戒船は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう泊地を選定しなければならない。
- (5) 警戒船は、視界不良等のため現場付近で退避又は待機する場合は、双眼鏡等を活用して航行船舶の動静把握に務めなければならない。

#### 6-8 警戒船の交替等

- (1) 警戒船は、交替勤務のため基地を出発するときは、その旨を警戒業務管理者に報告し、

必要な指示を受けなければならない。

- (2) 警戒船は、燃料、清水等の補給若しくは機関故障等のため業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (3) 警戒船は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒区域を離れてはならない。
- (4) 引継事項は次のとおりとし、これを確認のうえ、警戒船記録簿引継事項欄に記載しなければならない。
  - イ 業務の実施状況及び今後の予定
  - ロ 航行船舶の動静
  - ハ 船体、機関、機器、警戒業務実施上必要な設備、通信設備等の現状
  - ニ 燃料、清水等船用品類の保有状況
  - ホ その他警戒業務実施上必要な事項
- (5) 船長は、交替して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときは、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報に記載し、警戒業務管理者に提出しなければならない。

## 7 管理運用体制

7-1 警戒業務管理者は、主として次の業務を行う。

- (1) 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に関し警戒船及び所轄海上保安部署等との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること。
- (5) 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。

### 7-2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

### 7-3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示しなければならない。
- (2) 事前の運用計画においては、次の事項を明確にしなければならない。
  - イ 警戒船の行動に関すること。
  - ロ 燃料及び清水等の補給に関すること。
  - ハ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
  - ニ 特殊作業に関すること。

ホ 乗組員の研修、訓練に関すること。

へ その他必要な事項。

- (3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことができない場合における当該職務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておかなければならない。
- (4) 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させなければならない。
- (5) 警戒業務管理者は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織(以下「工事関係者」という。)との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報等警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事作業関連施設の異常に関する措置等を工事関係者へ提供しなければならない。

## 8 警戒船乗組員の教育、訓練

- (1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対し海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に1回実施し、その後毎月1回以上実施しなければならない。
- (2) 警戒業務管理者は、本工事に類似した他の工事作業の工事区域内で発生した乗揚げ海難その他の事故例を調査研究し、警戒船乗組員に対し周知徹底を図らなければならない。

(参考) 港域図

【七尾港（特定港）】



屏風埼南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯（北緯 37 度 6 分 41 秒 東経 137 度 1 分 22 秒）から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面